

総合的中国輸出促進プログラム

平成24年10月25日

農 林 水 産 省

I. 事業者の取組支援

- ① ジェトロ（本部、大阪本部、国内事務所36カ所）及び地方農政局において、対中国を含む輸出全般に関する国内相談体制を整備。
また、ジェトロの在中国の事務所（広州、上海、大連、青島、北京、武漢、香港）において支援を実施。
- ② ジェトロを活用した川上から川下に至るビジネスサポート体制を構築（平成25年度予算要求において所要の経費を要求中）。
- ③ 農事組合法人、農業生産法人や「複数の事業者で構成された協議会」等が商談会参加や海外での販売促進活動等を実施する際の経費の1/2を補助（平成25年度予算要求において拡充要求中）。
- ④ ジェトロと連携して、中国本土における大規模な食品見本市において、ジャパン・パビリオンを設置。

II. 政府の取組

1. 放射性物質関連輸入規制の緩和に向けた働きかけ
平成23年11月24日に産地証明の内容を合意。これにより、加工食品や穀物等の輸出が可能になったところ。
放射性物質の検査証明書は、引き続き協議を実施。
2. 検疫協議の強力な推進

中国向け主要輸出品目について、下記の通り対応。引き続き粘り強く対応していく。

① コメ輸出

現在、中国向けコメの輸出に使用可能な指定精米工場は1カ所、登録くん蒸倉庫は2カ所。

このため、施設の追加について中国側と協議中。（8月、施設の調査データを提出し、①精米工場への中国側専門家の視察や②くん蒸倉庫の登録を中国側に働きかけ）

② 馬輸出

現在、中国向け輸出は可能だが、輸出までの検疫期間の短縮及び検査条件緩和について中国側と協議中（7月、衛生条件改正案等を提出）。

③ 乳製品（育児用調製粉乳、LL牛乳等）輸出

輸出再開に向け、輸出に当たっての条件について協議を実施中（9月、条件について日本側の考えを示した書簡を提出）。

④ 牛肉輸出

輸出再開に向け、中国側と協議中（1月に口蹄疫に関する質問票への回答を提出。さらに5月、中国側の求めに応じ、BSE評価を含む解禁要請の書簡を提出）。

3. その他輸入規制への対応

5月に施行された「輸入食品国外製造者登録管理規定」、表示規制等、中国への輸出に当たっての障害となるような制度について情報収集するとともに、事業者等へ提供。

このような情報提供をさらに着実かつ迅速に実施するための組織を要求中。

4. 市場調査の実施・情報提供

主要品目について、中国向け輸出のマーケット調査を実施し、10月公表予定。

5. 日本食・食文化の発信

日本産農林水産物・食品の需要拡大を図るため、日本食・食文化の発信が重要。このため、JROなどとも協力しつつ、

- ① サマーダボスのジャパンナイトにおいて日本食レセプションを開催（9月11日）
- ② 上海の料理人・食のオピニオンリーダーを招聘して九州地域の産地訪問等を実施（11～12月予定）

6. 中国本土への足がかりとなる香港への輸出促進

- ① 我が国が初のパートナー国として位置づけられた香港フードエキスポ2012において郡司大臣自ら日本食・食文化の魅力を発信（8月16日）
- ② 香港の料理人・食のオピニオンリーダーを招聘して東北地域の産地訪問等を実施（9月17～23日）
- ③ 香港Wine & Spirits Fairにおいて、被災地の日本酒等のプロモーションを実施（11月予定）
- ④ 農林漁業者等向け商談会を開催（11月予定）
- ⑤ 香港貿易発展局と協力し、中国本土への合同食品ミッションを派遣予定

Ⅲ. 新たな課題への対応

1. 日本産農産物の品種保護を強化するため、

- ① あらゆる外交機会を通じた（以下2及び3も含む）、全植物を品種保護の対象とすることを義務づけるUP0V91年条約の批准の働きかけ
- ② 「東アジア植物品種保護フォーラム」等を通じた、品種

保護制度の充実に必要な技術的支援

- ③ 日本産農産物のコピー品に対して的確に対応できる環境を整備するため、DNA品種識別技術及び産地判別技術の開発への支援
- ④ 日本産農産物のコピー品の我が国への逆輸入を水際での的確に阻止するため、税関との連携の強化等を推進。

2. 日中知的財産権ワーキング・グループの枠組みを活用し、模倣品対策や地理的表示保護制度等について中国商務部、質検総局、税関等と意見交換（日程未定）。

3. 知的財産保護官民合同ミッションを中国に派遣（日程未定）

IV. 日中間の新たなパートナーシップの構築

1. 農産部との関係構築

中国農産部との間では、日中農産担当省事務次官級定期対話をはじめ、これまでも交流を図ってきたところ。

これら既存の枠組みも活用しつつ、農林水産省と中国農産部の間の農産物の貿易促進と技術交流の推進に関する協力について協議。

2. 商務部との関係構築

平成23年11月に審議官が訪中した際、農林水産省と商務部との局長級定期対話や日中食品産業事業者間の対話・交流の場の設置について合意したことを踏まえ、中国商務部と日中の外食産業間の交流について継続的に意見交換。

3. 質検総局との関係構築

平成23年12月26日の筒井前副大臣と蒲質検総局副局長との
会談を踏まえ、課題ごとのワーキンググループを設置する方
向で調整中。